

台北弁護士会は、四十年続いた壟斷の局面を打ち破る。「歴史を書き換えた」激しい選挙戦だった。

「文連団」はこの段階的な任務を終え、召集人敏生から解散が宣言された。改革を志すものなら党派を超えて手を繋ごう、というのが敏生の考え方。

新たに選出された役員たちには、「弁護士のイメージチェンジ」と「社会活動への参加」という新しい期待が寄せられた。

## ヨーロッパ

四月二十日、改選後初の弁護士会理事会で満場一致、第十九期理事長に選ばれた敏生は、その場で「着実稳健に新局面を切り開こう」と題する演説を行つてゐる。敏生はその中で、理事会前任者たちの協力に感謝の辞を述べてゐる。これは皮肉ではなく、軍法派が選挙を実施しなかつたならば、文連団による弁護士会の改革も出来なかつたという敏生なりの論法である。敏生は最後に、「……弁護士会は社会の良心と道徳理念を結集させた職業集団であるから、独立自主は絶対のこと。あらゆる党派と利益団体から超然としていなければならない。……私と理事、監事全員は、互いに協力、力を尽くして、選挙の公約を実現し、弁護士会に新世紀の局面を切り開くことを、改めて約束する。」と結んだ。

この一言で弁護士会の新たな一幕が切って落とされたが、敏生はこの約束を果たすべく、次々と精力的な活動に身を投じていくのである。

まず最初の活動は新總統就任前夜。台北弁護士会は、教師人権促進会および一部婦人団体と連盟で、郝組閣反対の声明を発表した。台北弁護士会の反対理由は、「職業軍人に組閣させても、軍人勢力がさらに拡張するばかりでなく、台湾の民主化政治体制を危機に陥れる」というもの。總統に対しても、「憲法に定める總統の行政院長指名権は尊重するものの、憲法第百四十条の規定を遵守し、文人主体の精神を徹底してほしい」という期待を述べるとともに、立法院が内閣信任の決定を行う際は、委員一人一人を点呼して評決する方式を採用するよう主張した。また民主精神の普及を目的とした「憲政改革座談会」を台湾大学で開催。「總統制と内閣制」、「国会構造と組織」をテーマに討論を行った。

五月、弁護士法修正案が騒がれた時には、弁護士会幹事長古嘉諱とともに弁護士界を代表し、立法院司法、法制両委員会の公聴会に参加した。行政院提出の修正案は行政干渉が強すぎる、というのが学者および弁護士の一一致した意見。敏生も、輔仁大学朱武献教授のあとを受けて、「弁護士自治」徹底の主張を述べた。

台北弁護士会では、行政院修正案とは別に「弁護士会版草案」を作成。その中で、弁護士の所轄部門を法務部から司法院に改めること、弁護士会の組織運営および決定事項には事後の届け出制を採用すること、弁護士の活動範囲を拡大すること、弁護士の懲戒は弁護士会が行うことなどを、盛り込んだ。またこの時、史上例のない「弁護士職前訓練」も提案され、熱烈な議論が交された。

六月、国是會議の出席者リストが、国民の期待する中、次々と発表された。これまでにはブラックリストの重要人物、反乱容疑で指名手配中の彭明敏教授の名前もあつた。彼は海外亡命二十余年の元台

湾大学教授。国是会議出席にまざ障害となるのは、入国と司法の問題である。マスコミの議論も高まっていた。台北弁護士会では、幹部の連名で声明書を発表。指名手配の原因が消滅し、かつその必要性が明らかに消失すれば、法律の規定により指名手配は即刻撤回すべきこと、国是会議が招請し、彭氏もこれを了承すれば、逃亡もしくは証拠隠滅の恐れはないことを挙げ、検察官に迅速な処理を求めた。

六月二十八日、各界の注目を浴びて国是会議が開幕した。翌日、敏生は台北弁護士会理事長として、『中国時報』の全国紙面に「台北弁護士会十項目憲政改革要求」の半ページ広告を掲載した。意表をついた新聞廣告は、台北弁護士会が長年の沈黙を破り、初めてその専門知識をもつて国政を論じた具体的提言であった。十項目の要求とは、

- 一、臨時条項の撤廃。条項の増補方式による憲法改正には反対。基本法モデルによる改革路線を実施する。
- 二、国民大会および監察院を廃止し、国会構造を单一化する。
- 三、職業団体の代表、婦人の定数枠および海外代表を廃止し、国會議員選出に眞の民主原則を適用する。
- 四、政党比例代表制の選挙制度を確立する。大陸代表制に反対。
- 五、最高行政首長権の帰属を確定し、立法権と行政権の関係を是正し、明確な責任政治体制を構築する。
- 六、司法院を廃止し、裁判官の自治と各級裁判所の違憲審査権を明確に定める。
- 七、考試院を廃止し、行政体系に編入。国会の監督を受けるものとする。

八、地方自治の法制度化は台湾の実情と地方自治精神に則るものとし、地方自治権に關わる争議が発生した時は、裁判所で解決する。

九、台湾と大陸の国土分裂の現実を憲法の中で認めること。  
十、与野党双方が上記の改革要求を採用し、遅くとも一九九一年末までに国民の表決を仰ぎ、改革を完成する。

三百字あまりの短文に、国民党執政後の台湾の憲政問題がすべて盛り込まれている。国是会議の開催に呼応して、社会公論に一石を投じた。

しかし、上記声明の作成に当たっては、弁護士会の中で熱論が戦わされている。誰もが一家言を持つ弁護士の集まりだから、意見の一致はもともと不可能。そこで敏生は、大法官会議の解釈に用いられる「不同意見書」の方式で、声明発表後、各弁護士による署名の異見発表を認めた。敏生にしても、第一項の「基本法モデルによる改革」には大反対。憲法改正の方式など論議せずに、直接、国民投票で新憲法を制定すればいいじゃないか、と敏生は考へていて。

七月、台北弁護士会は台湾地区選出の増補立法委員百名および会員全体に「立法協力計画」を配布。弁護士、立法委員双方協力のもとで、台湾の立法効率、品質の向上を進めることとなつた。同月中旬には、さらに比較法学会、国家政策研究資料センターおよび台大法学基金会と共同で「司法改革連盟」設置に着手。長期的な司法改革を推進することとした。

一連の積極的な活動がマスコミの注目を集めた。四月に改組されたばかりの台北弁護士会。七月には『自立晚報』に、記者林徳嵐の署名記事「孤高を抜け出した台北弁護士会」が発表されている。「文連団、主導権を奪取、社会改革に身を投ずる決意」を副題とするこの一篇では、台北弁護士会改組後

の改革推進活動を列挙。その活動を次のように紹介している。

「三ヶ月前『弁護士会を救え、正義のために最良の選択を』のスローガンを掲げて弁護士会選挙に大勝した文連団は、弁護士会の主導権を握ると直ちに、弁護士会の保守的なイメージを打破。社会改革に積極的な動きを示し、『社会改造のエンジニア』としての役割を演じ始めた。新任の理事長林敏生弁護士は、『不斷の積み重ねと貢献がなければ、弁護士の地位向上は望めない。弁護士の尊厳を取り戻すにはこれしかない。』と述べている。台北弁護士会の改革への試みは、第一段階で成果を収めたが、さらに多くの弁護士が、力の及ぶ範囲で、社会の進歩に貢献することを期待したい。」

これと時を同じくして表舞台に上がってきたのが台大法学基金会。やはり敏生が董事長を務めていた。

この基金会は一九八九年未、三〇人の台大教授が共同発起したもの。秘密投票の結果、台大法科OBから十五人が董事に選出されたが、彼らは「法、政、商の人材を一堂に集めた」と称された。この十五人が準備会を結成。一九九〇年三月、林敏生を董事長に選出した。

林敏生は現在、いくつかの要職を兼ねていて、多忙の中、職務を活かして、強力に司法改革を推進。勢力も拡大している。「司法改革運動連盟」についていえば、この「司法改革を推進する有史以来最大の」民間グループは、敏生の率いる台北弁護士会と台大法学基金会が、比較法学会および国策センターと合体して組織されたもの。「連盟」の個性は国是会議開催中、国是会議の議題に司法改革が含まれていないことに不満を持つた一部の弁護士、法学者および司法界の人士が、私的な会合の中で練り上げたもの。国是会議が進行する中、会議代表で台大教授の邱聯恭、助教授の許宗力などが、「司法改革委員会」の公的機関設立を提案していたが、与野党双方がいずれも憲政改革に重点を置き、

司法改革を無視したため、同提案が宙に浮いてしまった経緯がある。これが、改革派による「連盟」発足を促す形となつた。

八月、司法改革連盟は、主任委員林敏生、副主任委員蔡敦銘、林山田の連名で、李總統と司法院院長林洋港に対し連盟成立大会への参加を招請した。成立の主旨は「わが国では、民主法治觀念がまだ国民に徹底していない。為政者の側でも、司法の職責と範囲がはつきりとせず、憲法実施四〇年あまりを経た今でも、司法には公正、清潔のイメージがない。年度半ばの国是會議では、国会改革、中央政府体制などが論じられたが、憲政法治國家の建設には論及がなかつた。『連盟』の成立は、それを補う形で、客觀かつ公正な法律規範を確立し、政治と国民がともに守るべき行動の準則を定め、司法の秩序と尊嚴を堅持するもの。」

実際の問題として、總統と司法院長が出席してくれるとは思つていなかつた。要は、正式に招待状を出すという、この行為に意味があるのである。連盟の姿勢は改革の推進。これは明らかに、政府の権威と能力に対する挑戦である。政府首脳は当然、体制内改革を支持する。在野の改革グループに組するはずはないのである。政府の無能を認め、部外の勢力に援助を求めるようなことを、誰が敢えてするだろう。連盟の委員たちは納得づくである。しかし手ごたえは十分にあつた。八月二六日の『自立晚报』はこのニュースをトップ第一面で取り上げた。

司法改革連盟は、天にも昇る勢い。司法改革支持の署名集めも、下は各大学の学生から、上は教授、裁判官、検察官に広がつていつた。九月一日、『中國時報』に敏生のインタビューが掲載された。テーマは「圧力団体を率いて司法界に清流を注ぎ込む」。副題は「林敏生、自淨運動を發動、同業者に司法改革の理念を売り込む」。敏生の略歴も紹介された。

「今年四月まで、林敏生は一人の成功した弁護士兼企業経営者だったが……革命もどきの方法で台北市弁護士会の理事長に選出された。……敏生は正真正銘の闘士。彼の率いる圧力団体は、袖の下の横行する司法界の暗い一面に、重大な一石を投じるだろう。『天性のセールスマン』と自称する彼は、事業の経営でも弁護士会理事長職の争奪でも、やり方はいつもセールスマン方式だという。弁護士会の動きが盛り上がれば、『地獄の別れ道にさまよう』台湾司法界に、極めて大きな衝撃を与えることになるだろう。……」

文中末尾に、相当数の弁護士が九月、「情実にとらわれない、ワイロを取らない、当事者を騙さない」の「三ない宣言」を行うと予告している。

敏生が就任してから、台北弁護士会はまたたく間に、強勢を誇る圧力団体に成長していった。四月以来にはその存在すら知らぬ者の多かった組織の急変を、かつて実権をにぎっていた軍法派が心よく思うはずはない。嫉妬もあつた。九月九日の弁護士の日に、彼らの反撃が始まる。

祝賀会の席上、軍法派は、成立大会のあいさつに李總統と林院長を招いたのは「弁護士会の名を借りた政治言論」だとして敏生を名指しで批判。出席者六四人と近年になく盛会だった祝賀会の終了後に開かれた臨時総会でも、定款の修正をめぐって両派が真っ二つに分れた。手続の問題でもともに譲らず、軍法派は立法院の焼き直し、マイクロフォンを奪つて議事の進行を妨害した。その結果、規定の十二時で休憩、食事。定款は軍法派の口論見どおり、修正できずに終わった。記者に言わせれば「騒ぎは最高点に達し」、主席台の回りに人が押し寄せ、罵り合う者、マイクを奪い合う者、会場となつた来来飯店の従業員には絶好の「見もの」だった。

「弁護士会の名を借りた政治言論」の指摘については、敏生の答えを待たずに、美麗島事件の弁護

士だつた江鵬堅と李勝雄が、「軍法派が牛耳つていた頃、姚嘉文、林義雄が逮捕されたときに、弁護士会が直ちに公開の場で譴責し、判決を待たず両人の会籍を抹消したことや、会の名で葉潛昭弁護士の監禁委員出馬を推薦したことも『会の名を借りた』行為ではないのか？」とやり返した。

十月、林敏生と司法院秘書長は「問題と対策」というテレビ討論会に参加。「司法改革の今日と明日」と題して、対談を行つた。敏生は司法改革運動連盟主任委員の身分で、連盟成立の経緯と台湾司法環境の現状を力説した。「国民は司法に対して信頼を失いかけている。」と敏生。司会者が「信頼されない原因は何でしょう？」と質問すると、「原因はたくさんある。つきつめて言えば、裁判官、司法、裁判の独立が確立しているかどうか。憲法第八十条に定める裁判独立の保証が徹底されているかどうか。もつとも基本的な問題はこれだ。」司法の気風については、「司法をとりまく環境全体の問題だ。林院長は司法官がちよくちよく辞職するのを嘆いておられたが、例えば日本の裁判官は誰も辞職しない。これは名誉の問題。裁判官という職業に名誉を感じていれば、絶対に辞めない。またアメリカでは、裁判官になることは、弁護士になるより五倍も十倍も名誉なことだとされている。親戚に一人裁判官がいれば、それが一族全体の名誉になる。わが国では、最高法院の判事でさえ、タクシーに乗れば、身分がばれないようコソコソしている。」

一九九〇年十一月二十七日、敏生は司法改革運動連盟主任委員の名で、自立論衡のコラムに「司法改革の夢」と題する一文を発表。次のように述べている。

「もし国民の半数以上が、裁判は袖の下で勝てると思つていたら、もし四割以上の国民が司法機関の社会正義に対する保障を信じていなかつたら、もし四割以上の国民が司法官の独立性に疑問を持つていたら。これは明らかに司法改革の必要がある。……国民が司法を放棄すると同時に、法律と政治

に對して無関心と輕蔑が深まっていけば、國家、社會といつた規模の大きな体制の下では、法律を守るものはなく、体制は次々と崩れさり、破産を宣告される。こういうドミノ現象の結果が、まさに今日の台灣社会の天下大乱である。……憲法体制の中で司法機関は、予算の大権を行政、立法両院に持つていかれ、内部の司法行政も、つねに司法行政官僚にあやつられている。人事行政の作用で、全国の司法体系は、行政官僚の延長にすぎなくなっている。司法は、いつでも予算を削られ、頭をすげかえられ、案件処理の重点を指示される二流の機關に成り下がっている。これでは、「長官」の指示に右往左往する「公務員」と何ら変わることろがない。背後の取引が日常となつていて舞台の上で、「良知」「倫理」と日夜戦うのは、生理的にも心理的にも気の重い灰色の生活だ。優秀な裁判官が幻滅して辞めたくなるのも当然。「司法独立」を自任する民主国家にこんな事があつてよいはずがない。改革の重点目標は、独立した司法体制の確立。そして司法の中核となる人物『裁判官』には、充足した生活と健全な心理環境を用意し、党、政、軍の特殊な勢力が、司法裁判の領域に踏み込まないよう具体策を定めていかなければならぬ。……裁判官は他律的な規範のなかに、自律的な領域を見い出し、清廉潔白と片寄りのない高貴な司法文化を守りぬき、法治国家としての基礎を作つていかなければならぬ。」

十二月、台大法学基金会成立。敏生は初代董事長として、同基金会の主旨を次のように説明している。「法治を提唱し、法学研究、法学面の学術活動、社会教育、法律サービスなどの実施、援助を具体的な作業目標とする。」

台大法学院の講堂で行われた成立大会には、ノーベル賞学者・李遠哲博士を招き、講演をお願いした。最初の構想では、基金は台大法科教職員から百万元の寄附を集めて、と考えていたが、敏生は目

標五千万元を掲げ、自ら二百万元の寄附を行つた。吳東昇からは四百万、台大教職員からは百万、徐小波からは五十万、張迺良からは三十万、林金堅と陳水扁はそれぞれ十万、蔡宏圖は国泰保険、国泰建設の名義で四百万、蔡明忠は富邦文教基金会の名義で三百万などすでに千五、六百万の寄附が集まつてゐた。基金会のメンバーは常務董事に蔡墩銘、戴東雄および林文雄の三教授と国泰保険董事長の蔡宏圖計四名、董事には司法院の大法官翁岳生、台証証券董事長の吳東昇、中央図書館館長の楊崇森、立法委員長の陳水扁および李鴻禧、廖義男、陳榮宗両教授と陳傳岳、陳長文、張迺良三弁護士が就任した。台大法科卒の人材を網羅した感がある。台大の若い教授林子儀、葉俊榮が相前後して秘書長となり、尽力してくれた。

敏生夫人の義姉は李登輝總統台大教授時代の学生。この年の十二月、敏生夫妻は、李總統からの招待状を受けとつた。官邸に招待されたのは敏生夫妻と義兄夫妻の四人。敏生には意外なことだつたが、国家元首に会う機会などそうあるものではない。李總統のところでトイレに立つのは失礼だと、この日は夫妻とも、あまり水分を取らないよう心がけた。

李總統は堂々とした体格だが、とても穏やかな人で、話し方も懇切丁寧。敏生たちの発表した「十大憲政改革要求」を評価し、感謝の言葉も述べられた。李總統は敏生を相手に、当時の政局について滔々と語り、倦むことがない。この率直な元首は、何ら憚るところなく、是非を正し、真意を表白される。台湾をとりまく国際的な環境について意見を求められたので敏生は、待つてましたとばかりに、APAでの個人的な体験、TAIWANの名称を国際的な組織で使用することになつた経緯、AAPA総会における総会定款の修正、台湾弁護士の逆境と、それをはね返す努力の数々を包みかくさず、詳細に語つた。總統は微笑を浮かべて熱心に聞いておられた。

十時を過ぎた頃から、話は雑談に入った。読書好きの子供だった総統は、百科全書が欲しくてたまらず、学校の遠足で台北に行くことになった時、父親にねだつたのだそうである。父親から「家にそんなお金はない」と断わられた登輝少年。それでも喜び勇んで遠足に出かけたが、あいにく雨になつた。車の中に座つている登輝少年のところに車窓をたたく手が見えた。父親だ。百科全書の本代を、わざわざ渡しに来てくれたのである。どうしてあんなに欲しかつたのか？総統は、「百科全書には人体説明図があつて、女性の裸体が載つていたから」と告白。敏生は大きくうなづいた。自分にも覚えがあつたのである。總統官邸には七時半から十時半まで、実に一六〇分近くもお邪魔したことになる。ゴルフのお招きまでいただいた。

## 輝やかしい戦績

初心を貫徹する。それが敏生のやり方。敏生の役割は弁護士の社会化。鳴かず飛ばずの台北弁護士会は、過去の面目を一新して、積極的に社会に働きかける組織に生まれ変わつていた。

軍法派はしかし、敏生のやり方に我慢がならなかつた。文連団の主張は叛乱行為、と彼らには映つたようだ。十大憲政改革は、李總統の評価を受けたが、軍法派は告発の機会を伺つていた。

最初に火の手を上げたのは劉正寬弁護士。彼は敏生を頭とする台北弁護士会の理事、監事など四十